Democracy in Islam

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-03-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐野, 光彦, 岩木, 秀樹, SANO, Mitsuhiko, IWAKI, Hideki メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.20608/00000955

総説

イスラームと民主主義
－論点の整理－

佐野　光彦[1)]　岩木　秀樹[2)]

Democracy in Islam

Mitsuhiko SANO[1)] and Hideki IWAKI[2)]

要約

イスラームと、人権や平等、話し合いを基調とする民主主義は、両立不可能ではない。そもそもイスラームは、合議としてのシューラーを重視しており、西欧の民主主義とも通底する側面がある。本稿ではイスラームと民主主義の類型を考察し、西欧型民主主義の問題点を指摘し、最後にイスラーム的民主主義の可能性を展望していく。これからは西欧もイスラームも自らの民主主義を絶対視するのではなく、人権や民主などの普遍性をある程度共有しながら、各地域・時代に合った民主主義を構築する必要があろう。

キーワード : イスラーム、民主主義、シューラー

Abstract

Islam and democracy are not always contradictory. Originally, Islam emphasized Shura, a type of consultation before making decisions. In this paper, we consider different types of Islam and democracy, as well as the problems of Western democracy. Finally, we point out the possibility of Islamic democracy. It will be necessary to share the values of human rights and democracy and make a democracy that is adapted to the regions and the ages.

Key words : Islam, Democracy, Shura

1) 短期大学部口腔保健学科（非常勤）　2) 創価大学非常勤講師

1．はじめに

冷戦崩壊以後、西側が培ってきた民主主義が普遍的価値と見なされるようになり、その世界的な拡大への「最後の壁」としてイスラームに注目が集まるようになった[1)]。

イスラームと民主主義は両立せず、民主化の第三の波に乗れなかったと言われている[2)]。ここでいう「民主化の波」はハンチントンが指摘する世界史上の波であるが、第一の波とは、アメリカ独立やフランス革命を起点とする1828年から1926年の間であり、その後ファシズムの揺り戻しがあった。第二の波とは、1943年から1962年の間に発生したものでありドイツ、イタリア、ラテンアメリカで民主化が進んだ。その後揺り戻しがラテンアメリカやアジアであり権威主義体制が台頭した。第三の波とは、1974年ポルトガルに始まり、南欧、ブラジル、インド、トルコのほか、共産主義諸国やアフリカにも民主化が波及したことである。

ところで、第三の波に乗れなかったとはいえ、本当にイスラームと民主主義は両立しないのか。また西欧型の民主主義を絶対的に捉えてよいのか。普遍的概念としての西欧型民主主義を相対化し、地域や歴史に即した民主主義の可能性を考察して、新しい民主主義観を展望するために、イスラームの観点を検証してみる価値はあるだろう。

本稿では、このような問題意識に立脚した上で、イスラームと民主主義の類型を考察し、西欧型民主主義の問題点を指摘し、最後にイスラーム的民主主義の可能性を展望していく。

2．イスラームと民主主義の類型

私市はイスラームと民主主義の関係を次のように四つに分けている[3)]。

第一は、世俗主義的立場からの民主主義論である。民主化が実質的に機能するためには市民社会が育つ必要があると考える。市民社会の要件として、次のようなことが考えられる。国家と個人との間の公的空間に、意思を持った組織が集団的に参加すること。担い手としての非国家組織、非政府組織、活動としてのインフォーマル性があること。差異を平和的に解決するために、他者を許容する寛容さの価値観と行動規範があることである。

第二は、西欧型民主主義の存在を前提としたうえで、イスラームが西欧型民主主義と矛盾せず、イスラームは内在的に民主的であるとする考えである。この立場は、イスラームの思想や伝統の中に、西欧型民主主義に対比しうる概念を見出し、両者の共存を説こうとする。この場合、民主的というのは、クルアーン[4)]にも規定されているシューラー（合議）の伝統やイジュマー（合意）の概念、イジュティハード（個人の独自な判断）の肯定などが指摘される。この立場は民主主義をイスラーム化する立場と言い換えることもできる。

第三は、イスラームには世俗的な西欧民主主義のアンチテーゼとしての独自な民主主義、いわゆるイスラーム的民主主義が存在すると積極的に考える立場である。この立場を押し進めていくと、西欧的民主主義を認めることが前提の第二の立場とは異なり、西欧民主主義は否定されることになる。

第四は、イスラームと民主主義は両立しえないとする立場である。この考えでは民主主義の基本的原理である議会制も否定される。イスラームという教義は完全であるので、そのようなイスラームを基盤とした政治システムには、西欧流の世俗的な議会を持ち込む余裕はないと考えるのである。

末近はイスラームと民主主義を対立論と調和論に分けている[5)]。対立論は、イスラームの教えと歴史に根ざした文化的要因、例えば、専制支配の継続や政教分離の原則の不在などが民主主義との相克を生み出すとした。これらは、バーナード・ルイスやサミエル・ハンチントンの主張であり、基本的にはオリエンタリズムの流れを汲んでいる。この対立論は、西欧側の見方なので、私市の四つの分類には存在せ

ず、第四のイスラーム「原理主義」の対極に位置すると言って良いであろう。

調和論は、イスラームには民主主義に通底する考え方、例えばシューラーなどがあるため、両者には本質的な矛盾は存在しないと論じ、「イスラーム的民主主義」の可能性を説いている。

この調和論にはさらに次の二つが存在している。一つ目は、イスラームにも「民主主義的な要素」があるため西欧的な民主主義を拒絶してもよいと考えるものである。これは私市の分類では第三の立場に近いものであろう。二つ目は、イスラームとの折り合いをつけながら西欧的な民主主義を推進するべきとするものである。これは私市の分類では、第二にも一部かかるが基本的には第一の立場であろう。

3．西欧型民主主義の問題

民主主義は西欧起源だと言われることが多い。しかしその民主主義も普遍的なものではなく、特殊近代西欧の存在拘束性を帯びたものである側面も見なくてはならないだろう。

栗田によると、中東が多宗教・多民族が共存する地域であることを逆手にとって西欧が介入し、「宗派戦争」を創出・激化させることでさらなる介入の機会を作り出そうとした。これが東方問題である。東方問題以降、中東は西欧の侵略や植民地支配に苦しめられることになった。植民地支配こそ究極の「非民主的」体制であり、これと戦ってきた中東の人々は以前より民主化のための闘争をやってきたとも言える[6]。このように植民地主義と民主主義を歴史的観点からみると、西欧＝民主的、中東＝非民主的との構図が反転してしまうのである。

さらに中田も西欧に対して強い批判を加えていく[7]。西欧が、「人権」や「平等」を語りながら、領域国民国家の存在を自明視し、平然とアジア・アフリカの国々を植民地化し「原住民」を差別し搾取することができたのは、なぜであろうか。実のところ、西欧が言うところの「人権」や「平等」などは、客観的に人類に共通する普遍的な倫理ではなく、当時のローカルな思想にすぎなかった。しかしそれを人類普遍の原理であるかのように思うことで、「人権」や「平等」などの概念を共有しない他者を人間以下の「未開人」として見下し、人権を認めず殲滅してきたのである。

だがこのような議論によって、現在の腐敗した中東イスラームの体制や政治を正当化してはならないし、歴史的存在拘束を帯びている「民主」や「人権」概念も、現在では国際社会でかなり普遍化しており、その概念により多くの虐げられた人々が救われていることも事実であろう[8]。しかし栗田や中田の主張は重要であり、これまでの西欧で生まれた重要な概念を再考する機会にもなろう。

森も同様に、民主主義と植民地主義の密接な関係を、「多数者の意思」を最大限に尊重する民主政治の深化そのものに、「少数者」である先住民への植民地主義が生じるとしている[9]。

基本的に、民主主義概念は、選挙と多数決原理に重点が置かれる[10]。しかし中東地域では民族・宗教ともにモザイク地域であり、ここに多数決原理を適用すると多数派と少数派の対立が先鋭化する。第一次大戦後、ウィルソン大統領によって民族自決原則が適用された中東、南アジア、中東欧では、多数決原理の適用あるいはねじれた適用が深刻な紛争をもたらしたという共通の歴史を持っている。これらの地域はモザイク地域であったが故、均質な国民国家をつくるような国境画定ができず、多くの国が少数民族問題やそれに起因する隣国との紛争を抱えることになった。

住民の均質性が前提となっている西欧型の多数決原理をそのまま適用すると、集団間の境界線を極度に政治化してしまい、内戦を引き起こす危険性が高くなる。中東のような地域においては、単純多数決原理に修正を加え、多数派に不公平感を与えることなく、少数派に応分の政治権力への参加を安定的に保障する少数派包摂型・民主政治モデルを構築する必要があろう。またアイデンティティの多様性を認

め、自他を明確に区分する不寛容な境界線を、曖昧化、多元化しなければならない[11)]。

4．イスラーム的民主主義の可能性

しばしば、イスラームが民主主義を阻害していると言われる[12)]。その根拠は、主権が神にあり、人民主権が認められていないからだと考えられている。また中東の市民社会そのものが西欧と異質であり、強力なミドル・クラスが存在しないとも言われている。

福富によれば[13)]、中東地域において民主化の失敗と混乱の原因は次の点である。第一に、この地域が歩んできた歴史的経緯と健全なナショナリズムの欠如である。国民国家形成は、西欧列強による人工的な国境の線引きの上に、植民地解放を目指して武装蜂起をしたグループが独立後も力を保ち続けて軍政を敷くか、あるいは石油資源を掘り当てた部族が富を蓄え王制を敷くか、のいずれかであった。第二に、西側諸国が口にする民主主義に対する懐疑である。これは前節で述べた点やパレスチナに入植を続けるイスラエルを民主国家とみなしていることにも起因する。第三に、シェール革命による中東地域の重要性の低下である。第四に、産油国のレンティア体制（石油・天然ガスによる収入を分配し独裁体制を強化した国家）とそのレンティア体制につながる準レンティア体制（スエズ運河通行料やパイプライン通行料などで独裁体制を強化した国家）の存在である。第四に、中東戦争やイラン・イラク戦争などの相次ぐ戦争によって軍事機構が肥大化し、情報公安部が発達し、軍出身の為政者が地位を強化したことである。

このように、確かに現在の中東地域において、民主主義があまり機能していないように見られるが、その要因はイスラームに内在するというよりも、西欧の恣意的な線引きや石油利権の偏在、軍事化にあるようである。

イスラームには、イスラーム的民主主義とも言えるシューラーがある。これは統治者が統治を行うにあたって合議を行うこと、およびそれを実現する制度である。クルアーン 42 章 38 節にも「主の呼びかけに応え、礼拝の務めを守り、互いの間で合議（シューラー）を旨とし、われが授けたものから施す者［には報償が約束される］」とある。このように、様々な取り決めに際して、合議によって決定されることが書かれており、実際に正統カリフを決定する際に、合議の場合もあったのである。

シューラーの制度は君主制の存在によってそれに対立するものとして発展したと言われている。ウマイヤ朝が世襲王朝となり、民主的な合議とは対照的に、専制的な政治形態を採用するようになった。このような専制を規制するための制度としてシューラーが次第に制度化されていった。しかしその後の歴史の中で、専制的君主制によりシューラー制度が事実上停止されたことが、イスラーム衰退の原因であるとも言われている。

西欧の民主主義が人間の等価性の原理を持っているとするならば、イスラーム的民主主義も同様の原理が認められる。ただし西欧の文脈では、人間の等価性から国民に等しく共有される主権が派生するのに対して、イスラームの文脈では、主権は神に存在し人間は主権を持たないことによって人間同士は平等になる[14)]。

このようにイスラームの主権は、神に由来しており、イスラーム共同体としてのウンマが神の主権の行使を許されている。全世界に住む全てのイスラーム教徒が、国家や民族に関係なく、帰属することができる単一の共同体であり、排除と囲い込みを特徴とする西欧の主権国家とは対照的に、既存の国家領域を越えようとする特徴を持っている。イスラームの教義では、国家を至高の権力主体とは見なさず、ウンマが至高の権力主体であり、国際システムそのものであると考えられている。このようにイスラームは主権国家という空間的境界線を越えているのである[15)]。

教義の上では、イスラームは西欧的主権国家とは

親和性がそれほど高くはない。特にイスラーム急進派は、主権国家の領域性を否定し、ウンマは主権国家を介さず全世界に広がる政体であると定義する。しかし穏健派が目指すウンマは主権国家と領土性を前提とした現実性の高いものである。ウンマの世界的拡大を標榜するも、そこには主権国家も存続しており、欧米諸国やその他の世界との共存を図るという多元的なコスモポリタニズムが現実的であると考えられている。穏健派イスラーム政党は、主権国家の枠組みの中で活動する主体であり、文明と野蛮という心理的境界線を乗り越えるための重要な主体であると欧米諸国もみなしている[16)]。

5．おわりに

イスラームと民主主義の関係は、様々な議論を呼んでいる。アジア初とも言われたオスマン帝国の憲法発布は1876年と比較的早い時期である。またイスラーム圏である東南アジアには、早い段階で近代化し民主主義が一定程度機能している地域も存在する。このことからもイスラームが民主主義を阻害するとは一概には言えないだろう。

そもそもイスラームには、合議としてのシューラーを重視しており、西欧の民主主義とも通底する側面がある。穏健なイスラーム勢力は、現在の主権国家体制の枠内で、民主主義を目指している場合が多い。イスラーム勢力は、国民生活や弱者を犠牲とする構造調整に反対し、いわば減退した左派勢力の代替機能を担っており、多くの国で最大野党の位置を占めている。さらにトルコやパレスチナでは現在与党であり、イエメン、アルジェリア、レバノンでは連立与党の経験がある[17)]。2011年に始まったアラブの革命においても、それまでイスラーム政党を禁止してきたチュニジア、エジプト、リビアは体制崩壊や内戦に発展してしまった[18)]。イスラーム政党禁止のみが理由ではないが、イスラーム政党を禁止することにより、民衆の意見を吸い上げたり、利益調節ができなくなったりして、混乱が助長されたのであろう。

西欧型民主主義の負の側面も意識しながら、普遍的な側面、少なくとも現在の国際社会ではスタンダードである点を考慮し、イスラーム的民主主義と折り合いをつける必要があろう。

現在、イスラームの側にも非イスラームの側にも、どちらも過激な「原理主義」が台頭しており、正義と不正義、敵と味方のような二項対立図式をとり、互いに排他的になっている。だがいずれの側も穏健派が多数存在し、イデオロギーや制度面に渡って親和性も見られる。

イスラームにおいて国家という空間的境界線を越える志向様式は、領土問題や民族問題を解決する際に重要なメルクマールとなるであろう。このようなイスラームのメンタリティと、人権や平等、話し合いを基調とする真の意味での民主主義は、両立不可能ではない。

これからは西欧もイスラームも自らの民主主義を絶対視するのではなく、人権や民主などの普遍性をある程度共有しながら、各地域・時代に合った民主主義を構築する必要があろう。

謝辞

投稿の機会を与えて頂きました神戸常盤大学に感謝致します。本研究は、神戸学院大学研究助成金C（2017年度）の助成を受けたものです。

註

1) 末近浩太「イスラームとデモクラシーをめぐる議論」私市正年他編『中東イスラーム研究概説　政治学・経済学・社会学・地域研究のテーマと理論』明石書店、2017年、20ページ。
2) 福富満久『中東・北アフリカの体制崩壊と民主化　MENA市民革命のゆくえ』岩波書店、

2011年、1ページ。サミエル・ハンチントン（坪郷実他訳）『第三の波－20世紀後半の民主化』三嶺書房、1995年。

3) 私市正年「解説－イスラームと民主主義をめぐる議論」ファーティマ・メルニーシー（私市正年他訳）『イスラームと民主主義－近代性への怖れ』平凡社、2000年、314-318ページ。

4) イスラームの聖典であり、読誦すべきものという意味である。最後の預言者であるムハンマドに対して下された啓示を、ムハンマドの死後まとめられ、全部で114章からなる。

5) 末近、前掲論文、20-21ページ。

6) 栗田貞子『中東革命のゆくえ　現代史のなかの中東・世界・日本』大月書店、2014年、ⅲ,7ページ

7) 中田考『カリフ制再興　未完のプロジェクト、その歴史・理念・未来』書肆心水、2015年、224-225ページ。

8) もちろん、アメリカなどの大国や国際組織が、「民主」や「人権」、「人道的介入」の名の下に、多くの侵略や虐殺をやっていることも見なくてはいけない。これらのことから、ソフトに装っているが、いまだに植民地主義が存在するとも言えよう。

9) 森まり子「『アメリカの民主主義』の蹉跌－多数決原理と共存の崩壊　中東・南アジア、東中欧の事例から」『人文学フォーラム』13号、2015年、跡見学園女子大学、33ページ。

10) ジョン・エスポズィト他（宮原辰夫他訳）『イスラームと民主主義』成文堂、2000年、30ページ。

11) 森、前掲論文、7-35ページ。

12) 福富、前掲書、3ページ。

13) 福富満久「書評」『イスラーム世界』第9巻、2016年、京都大学イスラーム地域研究センター、354ページ。

14) 小杉泰「シューラー制度－イスラーム的民主主義の概念－」『国際大学大学院国際関係学研究科研究紀要』2号、1984年、　国際大学、147,151,153ページ。

15) 今井宏平「政治的境界を越えるイスラーム」押村高編『越える－境界なき政治の予兆』風行社、2010年、222,227,231ページ。

16) 同上論文、255-256ページ。

17) 松本弘『中東・イスラーム諸国　民主化ハンドブック』明石書店、2011年、548ページ。

18) 松本弘『アラブ諸国の民主化 2011年政変の課題』山川出版社、2015年、99ページ。